

別添

交通規制基準

目 次

第1章 総則		第19 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定	101
第1 目的	1	第20 牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間	102
第2 適用	1	第21 路線バス等優先通行帯	103
第3 定義	1	第22 専用通行帯（普通自転車専用通行帯を除く。）	105
第2章 交通規制総則		第23 普通自転車専用通行帯	107
第1 交通規制の概要	3	第24 進行方向別通行区分	109
第2 道路管理者等との関係	5	第25 進路変更禁止	111
第3 国家公安委員会指示事項	10	第26 進行方向	113
第4 警察庁に対する事前協議等	11	第27 導流帯	114
第5 規制業務推進上の留意事項	11	第28 立入り禁止部分	116
第6 効果測定の実施と交通規制の見直し	13	第29 停止禁止部分	117
第3章 道路標識等設置・管理基準総則		第30 安全地帯及び安全地帯又は路上障害物に接近	119
第1 道路標識等設置・管理の基本原則	17	第31 路面電車停留場	121
第2 道路標識及び道路標示の設置区分	17	第32 軌道敷内通行可	122
第3 道路標識等の設置基準	20	第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）	123
第4 道路標識等の管理基準	44	第34 最高速度（区域）	127
第4章 交通規制の実施基準及び道路標識等の設置基準		第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）	129
第1-1 通行止め	48	第36 最低速度	132
第1-2 車両通行止め	49	第37 転回禁止	133
第1-3 二輪の自動車以外の自動車通行止め	50	第38 車両横断禁止	136
第1-4 大型自動車等通行止め	51	第39 右左折の方法	137
第1-5 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	52	第40 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）	140
第1-6 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め	53	第41 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）	142
第1-7 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め	54	第42 環状の交差点における右回り通行	143
第1-8 自転車以外の軽車両通行止め	55	第43 優先道路	145
第1-9 各種通行止め	56	第44 前方優先道路	146
第1-10 路線バス等以外の車両通行止め（路線バス等専用道路）	57	第45 徐行	147
第1-11 歩行者等通行止め	58	第46 一時停止	148
第1-12 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	59	第47 停止線	151
第1-13 タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め	60	第48 駐車禁止	153
第1-14 特定小型原動機付自転車・自転車専用道路	61	第49 駐停車禁止	156
第1-15 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路	62	第50 時間制限駐車区間	157
第1-16 歩行者用道路	63	第51 駐車余地	159
第2-1 一方通行	64	第52 駐車方法の指定	160
第2-2 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行	67	第53 駐車可	161
第3 指定方向外進行禁止	69	第54 停車可	163
第4 重量制限及び高さ制限	71	第55 高齢運転者等標章自動車駐車可	164
第5 路側帯、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯	72	第56 高齢運転者等標章自動車停車可	165
第6 横断歩道	74	第57 高齢運転者等専用時間制限駐車区間	166
第7 横断歩道又は自転車横断帯あり	79	第58 警笛鳴らせ及び警笛区間	167
第8 斜め横断可	81	第59 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可、 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の 歩道通行部分	169
第9 歩行者等横断禁止	83	第60 並進可	171
第10 中央線	85	第61 自転車横断帯	172
第11 中央線の変移	87	第62 普通自転車の交差点進入禁止	174
第12 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	89	第63 優先本線車道	175
第13 追越し禁止	91	第64 規制予告	176
第14 右側通行	93	参考 区域を定めて行う規制	179
第15 車両通行帯	94	参考 左折可	183
第16 車両通行区分	96		
第17 特定の種類の車両の通行区分の指定（一般道路）	98		
第18 特定の種類の車両の通行区分の指定（高速自動車国道等）	100		